

○賛助会員規程

平成21年 7月27日
理事会決定 法人第6号
一部改正平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人文化財建造物保存技術協会定款（以下「定款」という。）第63条第2項の規定に基づき、賛助会員について必要な事項を定めています。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（以下「会員」という。）は、協会の目的に賛同し事業その他運営を支援するために、第4条に定める会費を納入された方をいいます。

2 会員を希望される方は、本規程に同意のうえ、申込みの手続きを行っていただきます。

3 会員が資格を有する期間は、前項の受理の日から、その年度の3月31日までとし、以後継続して加入される場合は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「会員期間」という。）とします。

(種別)

第3条 会員の種別は、次のとおりとします。

- 一 学生会員 大学院までの学生・生徒が個人で入会される場合
- 二 一般会員 社会人が個人で入会される場合
- 三 法人会員 企業、団体等が組織として入会される場合

(会費)

第4条 会員は、第3条の会員の種別により、一会員期間について、それぞれ次の会費を納入していただきます。ただし、入会期間が一会員期間に満たない場合は、下記の金額を月割りにより算定した額とすることができます。

- 一 学生会員 一口 5,000円（高校3年相当までは3,000円）以上
- 二 一般会員 一口 10,000円以上
- 三 法人会員 一口 50,000円以上

2 会員は、毎年所定の時期に協会の定めた方法により会費を納入していただきます。

(特典)

第5条 会員は、次に掲げる特典を利用することができます。

- 一 『文建協通信』その他協会刊行物等の無料配付
- 二 協会所蔵の修理工事報告書その他の図書の閲覧
- 三 協会所蔵の墨入れ図面その他貴重資料等展示公開の案内
- 四 保存修理工事の現場公開情報の案内
- 五 その他文化財保護の普及啓発に資する情報提供等

(届出事項の変更等)

第6条 会員は氏名、住所等入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、その内容を速やかに協会に届け出ていただきます。

2 会員は、前項の届出を怠ったために協会からの送付書類等が不到着等になっても、異議を申し述べることはできません。

(退会等)

第7条 会員は、いつでも退会することができます。

2 会員が虚偽の申告、その他この規約に違反した場合、あるいは、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行なった場合、協会は当該会員の資格を取り消すことができるものとしています。

3 会員が退会しようとする場合、その旨を理事長に届け出てください。

4 正当な理由がなく賛助会費を2年間滞納した場合には、前項の退会をしたものとみなします。

5 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還いたしません。

(個人情報の管理)

第8条 会員の個人情報については、協会が別に定める個人情報保護に関する基本方針に基づき、適切に管理させていただきます。

(会費の使途)

第9条 各年度において納入された会費は、事業の充実及びその継続的かつ確実な実施のため使用させていただきます。

(その他)

第10条 定款及びこの規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとしています。

附 則 (制定 平21.7.27)

この規程は、公益法人の設立の登記の日(平成21年7月27日)から施行する。

附 則 (改正 平21.12.8)

この規程は、平成21年12月8日から施行する。

附 則 (改正 平29.4.1)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。